

新たな難治性疾患対策の在り方検討チームの設置について

1. 趣旨

難治性疾患対策について、医療、研究、福祉、就労・雇用支援施策等制度横断的な検討が必要な事項について検討を行うため、厚生労働省に「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム（仮称）」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

2. 主な検討事項

- （1）難治性疾患の患者に対する医療費助成の在り方（小児慢性特定疾患に関するキャリーオーバーの問題を含む。）
- （2）難治性疾患に関する研究事業の在り方（医薬品の開発を含む。）
- （3）難治性疾患の患者に対する福祉サービスの在り方
- （4）難治性疾患の患者に対する就労・雇用支援の在り方

3. 構成

- （1）検討チームは長浜副大臣を座長、足立政務官及び山井政務官を副座長とする。
- （2）検討チームは、別紙のメンバーを構成員とする。
- （3）座長又は副座長が必要があると認めるときは、関係部局等の職員の参加を求めることができる。

4. 事務局

- （1）検討チームに事務局を置く。
- （2）事務局に事務局長を置く。
- （3）事務局長は健康局疾病対策課長とする。
- （4）（3）に掲げる者のほか、事務局の構成員は、関係部局等の課長クラスの者とする。
- （5）事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、健康局疾病対策課において処理する。

(別紙)

座長	長浜副大臣
副座長	足立政務官、山井政務官
メンバー	大臣官房厚生科学課長 医政局長 健康局長 医薬食品局長 高齢・障害者雇用対策部長 雇用均等・児童家庭局長 障害保健福祉部長 老健局長 保険局長 (その他必要に応じて座長が指名する者)
事務局員	大臣官房厚生科学課長 健康局疾病対策課長 <事務局長> 医政局政策医療課長 医政局研究開発振興課長 医薬食品局審査管理課長 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 障害保健福祉部企画課長 老健局老人保健課長 保険局保険課長 (その他必要に応じて事務局長が指名する者が参加)